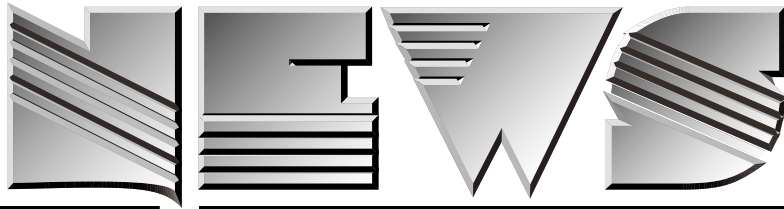




この日
ぜひ
ねこだすけ



号外
vol.23

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

地域猫 地域ねこ ちいきねこ 検索

行事計画の内容を
ブログにも掲載し
ています。

人と人の集う行事計画

新宿区では・・・平成20年2月から「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」を組織し、会員には下記のような委嘱状を、区長が直接手渡します。

新宿区は、区民の皆さんと協働して、生活環境の保持と動物に優しい地域形成を図るため、人と猫との調和のとれたまちづくり事業（地域猫対策）を進めてまいりました。

このたび、この事業をより一層発展させることを目的として、区内各地域で活動されている皆さんを一堂に会し、お互いの情報交換と協力体制をつよめるために、「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」を発足する運びとなりました。

つきましては、区との協働事業をさらに強化していくために、連絡協議会構成員として、委嘱いたします。

新宿区長 中山弘子

今年で3回めの総会では、新しく1つの町会と3名の個人が参加され委嘱状を受けました。

上の写真は同会名誉会長、新宿区中山弘子区長の挨拶。右隣へ同会会長のNPOねこだすけ代表工藤、同じく事務局長の新宿区保健所香西課長。平成22年3月13日午後、戸塚地域センターで。

新宿 人猫 まちづくり 検索

猫何でも苦情相談会を上総会と同じ日の会場で、午前中に行いました。（下の写真）

例えば、区内の地区協議会が、人猫まちづくり連協に参加している際には、地区協の地域ねこ対策会議メンバーが委嘱状を受けていなくても「人猫連協」の活動に参加しています。会を重ねるごとに新しいお仲間との出会いが広がります。

ねこだすけはNPO法人として「人猫連協」の構成員ですから、ねこだすけのメンバーも活動に参加しています。



港区の場合は・・・まちの猫問題を考える、新しい提案が感じられます。

昭和25年にできた狂犬病予防法の担当が厚生省でしたので、今でも全国各地で犬やねこの愛護動物を保健所が担当します。

しかし、国の愛護動物・野生動物・外来動物・生物多様性などの担当は環境省です。「人の環境と愛護動物との関係などを行う地域行政の担当は、このまま保健所でよいのか？」という疑問も起こります。

例えば首都近郊のある市の保健所は、県の動愛センターの古くからの考えを鵜呑みにして「野良ねこへの餌やりには、飼い主責任をあてはめる。」などの実効性のない指導を継承し、「地域ねこ対策」を行わないため、この市の「協働課」が、市民活動の観点から、地域ねこ対策をサポートしています。

港区では、犬やねこの広い意味での担当は保健所に変わりないようですが、地域の住環境の問題ともいえる「まちの猫」対策を、区内数カ所に分散する区役所の総合支所で担当しています。

まちの猫問題懇談会では、ねこの習性や生理生態本能などのほか、ねこの健康や動物福祉などにも思いの深い方々と、支所や保健所の職員などと情報交換しながら、対策を共有する仕組みが感じられます。

この懇談会の問い合わせ先は「各地区総合支所協働推進課活動推進係」と「港区みなと保健所生活衛生課生活衛生相談係」の両方でした。動物愛護推進員を兼ねるねこだすけ代表が2月7日の講師を務めました。（右上のチラシ）



人と人の集う行事計画

立川市では・・・ 地域猫活動登録団体の制度で第6番の羽衣キャッツ対策委員会と、第4番のニャンニャンが共催し、栄町猫対策委員会が協力して「地域猫ってなーに？」セミナーを2月13日に開催しました。

ねこだすけは展示パネルや配付資料の提供と、講師講演を受け持ちました。(右の写真)



埼玉県いるま市では・・・ いるまねこの会のパネル展「地域ねこってなんだろう」が3月6日、三井アウトレットパーク入間で行われました。

ねこだすけの地域ねこパネルなども展示した会場には、近隣所沢市の「とこねこネット」も応援に駆け付け、ねこだすけ代表も相談コーナーを担当しました。(写真下)



中野区では・・・ 野良ねこ(カラスも含む)餌やり禁止罰則付き条例計画が、昨年持ち上がっていました。この条例の目的は「動物の飼養等に関する争いを解決するための協議のあっせん等を定める。」などでした。

性善説の日本では、トラブルの起こる前に、「動物の飼養等に関する争いなどを未然に防ぐ」ことが法律の目的とされます。

役所が「争いを征伐する」と決めてしまい、すぐく威圧的に処罰しなければならない程の「餌やり争い」が中野区内で日常的に起こっているとは思えないのですが、果たして起こっていたのでしょうか？

なぜならば、「餌やり争い」などを未然に防ぐために、中野区でも行える行政の対策が全国各地で進められているからです。(例えば下の記事など。)

人々の「争い」を防ぐことも目的の地域ねこセミナー

が、中野区内でも開催され、超党派の中野区議会議員も会場に一般参加されていました。

右のチラシはh22年3月20日の中野区上高田「地域ねこセミナー」。

h22年3月15日に開かれた「中野区議会厚生委員会」の傍聴情報では、中野区長から提出されていた議案、「中野区動物の愛護の促進及び適正な管理に関する条例」つまり、起こった争いを解決するための協議のあっせん等を定める「餌やり禁止罰則付き条例」が、一部議員からの「継続審議」も拒まれて採択された結果、多数の委員のもと「否決」されました。



この項は、アニマルウエルフェア連絡会より...

[アニマルウエルフェア連絡会](#)

[検索](#)

環境省が 22年2月 **地域猫** を解説。

[環境省 動物愛護](#)

[検索](#)

「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」

PDF 721KB A4サイズ 24頁
ダウンロードしたガイドラインの「地域猫」の頁から～

環境省 <http://www.env.go.jp/>
動物愛護 <http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

ねこだすけでは、法律で「ねこ」と表記していることから「猫」や「ネコ」ではなく「地域ねこ」と書きますが、それほどのこだわりもありませんので、書き方の統一もしていません。

一部の行政では野良ねこへの恣意的な餌やりなどと、人の支配下の「地域ねこ対策」を区別するため、飼い主のいない猫対策などもいっていましたが、環境省が親しみやすい身近な、文字通りの「地域猫」として取り上げています。

「適正飼養ガイドライン」という名目のもとの解説では「地域猫の適正飼育管理者」の「常駐」も条件になってしまい、活動の主体者を「地域猫の飼い主」と定義してしまうなど、ほぼ10年経過した草の根活動の「地域ねこ対策」の現状と環境省の告示(略称・基本指針)の内容と、このガイドラインが少し異なっていることなどを差し引いても、それなりに評価

されるものと思われます。

ひと昔前の地域ねこは「町が飼い主」といわれ、近年は「町がねこを支配」などの考えが主流です。

「ねこの棲む地域の住民が主体になって、ねこの生態などに詳しい人々と行政との三者が協働し、環境保全を目的にねこの生態循環を支配する対策」などの考え方のもとで実行されるケースです。

「町がねこを支配」する対象範囲では、野良ねこ・飼いねこ・取扱業のねこなど、すべての命あるねこを区別なくそれぞれの方法で、動物愛護と動物管理の両面から対策の対象に含む考え方です。

(この項・文責 きや)

